

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和2年2月28日（金）午後3時00分～午後4時54分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 山田かずひこ 副委員長 ささせ順子 委 員 岡崎つよし 青山直道 大島令子 なかじま和代 伊藤真規子
職務のため出席した者の職氏名	議 長 加藤和男 委員外議員 木村さゆり 事務局長 水野敬久 議事課長 貝沼圭子 議事係長 吉田菜穂子

1 あいさつ 議長

2 議題

新型コロナウイルスに関する対応について

（委員長） 本日、川合委員が欠席である。

尾張旭市議会は職員の市民対応を優先とし一般質問を行わないこととしたと聞いている。また、傍聴を自粛する議会もある。長久手市議会として対策をどうするか意見を伺いたい。

（委 員） 傍聴者へはマスク着用等の協力を求め、一般質問は通常どおり行えばよい。

（委 員） 一般質問を行わない方がよい。予算等の議案の議決を優先とし、日程の変更を考えた方がよい。

（委 員） いつ誰が感染してもおかしくない状況であり、一般質問を行わないこととした方がよい。

（委 員） 傍聴者の追跡ができる体制であれば、検温チェック、アルコール消毒、マスク着用の協力をお願いすればよいのではないかと。国が非常事態宣言を出しているわけではないため、通常どおり行えばよい。傍聴者や執行部との距離も1メートル以上離れている。執行部は関係のある職員のみ出席してもらう方法もある。

（委 員） 職員は市民への対応に集中してもらうことが大事である。傍聴については、マスクやアルコール消毒をしてもらうよう協力をお願いする。

（委員長） 本日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議（以下「対策本部会議」とする。）が開かれたと聞くが、報告できることはあるか。

（事務局） 小中学校の卒業式は予定どおり行う。参加は卒業生と教職員のみ。保護者、来賓は参加できない。中学校については在校生は送辞等の代表生徒のみ参加。

保護者あてに案内が出ている。全議員にも通知し、報道機関にも発表する。小中学校の臨時休業期間は3月2日から24日までとし、その後春休みとなる。

(委員) 教育福祉委員会正副委員長として教育長から臨時校長会の結果を口頭で聞いた。3月25日を登校日とし通知票を渡す。4月以降は状況を見て決めるということであった。卒業式に保護者は参加できないが、運動場で記念撮影等は自由である。保護者の控え室は設けないということを補足する。

(委員) 運動場の開放は各校長判断とのことであった。

(事務局) 教育長から小中学校の保護者あての文書には、運動場での記念撮影等について案内はない。運動場での記念撮影等の案内が追加されるかは確認しないとわからない。

(委員長) 対策本部の設置はいつか。

(事務局) 2月20日に設置された。

(委員) 本日の対策本部会議の議題は他にあったか。

(事務局) 会議、イベントの中止報告、卒業式の取り扱い、児童クラブの対応の説明であった。

(委員) 大規模災害時における市議会の対応に関する規定に準じて動くべきではないか。災害発生72時間以内の対応として「議長は状況に応じて議会対応を協議する災害対策会議を行うため、議員を議会控室に招集する。」とあるので議会運営委員会で決めてよいのかと思う。

(委員長) 議会運営委員会は会派から委員が出ている。

(委員) 同じ会派でも意見が分かれるので話し合えるとよい。

(議長) 議会運営のことなので、議会運営委員会で方向性を決めてもらいたい。決まったことについては、私から全議員に説明する。

(委員) 一般質問をどうするかについては、全議員で話し合うべきである。市民の代表の議員であるのに、議員だけ先に安全な方を選択するのはどうかと思う。一般質問を行うために最善の方法を考えたい。それでもリスクが高いことを皆が納得できれば取りやめることはよいと思う。

(委員) 議場で一般質問として質問したことしか執行部が聞かないわけではない。

(議長) 一般質問も大事であるが、執行部には議会対応に費やす時間をしっかり新型コロナウイルスの対策にあたってもらう。市議会として新型コロナウイルス対策としてできることをするのが大事である。先ほど方法の一つとして一般質問を取り止めることの提案があった。

(委員) 質問と答弁を書面で行うことはできないのか。

(委員長) 書面で行うことについては後日検討する。まずは、一般質問をどうするかを決めたい。

(委員) 災害対策会議は開かないということか。今後開く予定はあるか。

(議長) 一般質問や傍聴については議会の運営に関することであるため議会運営委員会で考えてもらいたい。

(委員) 先ほどの対策本部会議の市全体の報告を聞きたい。

(事務局) 対策本部会議は、2月20日からこれまでに4回会議があった。

<本日の報告内容>

- ・放課後児童クラブ及び学童保育所の対応
- ・子どもの預け先がないため休暇を必要とする職員数
- ・公共施設の臨時休館及びそれに伴う施設使用料の返還
- ・共生ステーション、子育て支援センターについては3月2日以降当面休館

(委員) 体育館や文化の家などは開館しているのか。

(事務局) 文化の家など自主事業でない事業もあり貸館を休館にするのは難しいという判断で開館する予定である。

(委員) 放課後児童クラブや学童保育所はどうなるのか。

(事務局) 長期休暇の時の対応として朝から受け入れるよう調整しているが人の手配が難しい状況である。

(委員) 子どもの預け先がなく休まなければならない職員は何人いるのか。

(事務局) 職員24人、嘱託員及び臨時的任用職員32人、保育園と保健センターの職員が多く対応が難しいとの報告があった。

(委員) 一般質問の第一答弁であれば負担がないため、書面で行う可能性も考えたい。一般質問について決める前にまずは対策会議を開いてほしい。各議員が執行部へ直接意見を言うのではなく、議員の意見を取りまとめ窓口を一本化するためにも必要である。今日、一般質問について決めるのではなく、3月4日から一般質問の日程になっているので3月2日対策会議を開いた後、議会運営委員会を開いて決めることはできないのか。

(委員) 議長が議会運営委員会の決定を説明するとのことならそれでよいのではないのか。今回の一般質問をどうしてもやらなければならない理由はどこにあるのか。行うリスクの方が大きいのではないのか。

(委員長) 一般質問を行うかどうか多数決で決めたい。一般質問を行わないことに賛成の委員は挙手を願う。

<賛成多数>

(委員長) 一般質問は行わないこととする。市民や傍聴者に対するお知らせも必要のため、副委員長から他議会の事例を紹介してもらう。

(副委員長) 小牧市議会のホームページでは、新型コロナウイルスの予防及び拡大防止のためアルコール消毒液の活用、咳・発熱などかぜのような症状のある方は傍聴を控えてもらう協力を求める内容となっている。

(委員長) 長久手市議会としてもホームページや、傍聴席入口等に掲示し、協力を求めることとしてよいか。

<異議なし>

(委員) 会期日程の変更ができるなら、予算決算委員会を繰り上げ、議案の議決を優先してはどうか。

- (委員長) 会期日程の変更は可能か。
- (事務局) 予算決算委員会を開催するには、分科会長報告の準備が必要である。
- (委員) 3月5日に予算決算委員会、終了後、議会委運営委員会、3月6日に本会議を開くという日程はどうか。
- (委員) 分科会長と委員長報告の準備が必要だが、日程として大丈夫か。

<午後4時12分 休憩>

<午後4時22分 再開>

- (委員長) 分科会長と委員長報告の調整はできそうか。
- (委員) 教育福祉委員会及び分科会は調整できる。
- (委員長) 総務くらし建設委員会及び分科会の方は調整できるか。
- (事務局) 確認する。
- (委員) 議長が本会議で次回は3月4日午前9時30分から本会議を開くと宣言しているため、議員は出席し散会するのか。

<午後4時27分 休憩>

<午後4時38分 再開>

- (委員長) 3月4日から6日の一般質問は行わず、今後の議事日程についてはホームページで知らせることを報道機関へ情報提供する。
- 3つの委員会及び分科会の調整ができたため、3月5日午前9時30分、予算決算委員会、終了後、議会運営委員会、3月6日午前10時、本会議ということによいか。

<異議なし>

- (委員長) 3月4日の本会議については議会運営委員会で一般質問を行わないことを決定したので、参集しなくても問題ないということである。
- (委員長) 3月4日は休会、11日は予備日とすることによいか。

<異議なし>

- (事務局) 当初の予定どおり16日は議会運営委員会、18日は本会議で追加議案が提出される予定である。
- (委員長) 本日決定したことを会派の議員に連絡して欲しい。
- (委員) お手元に配付の大規模災害時における市議会の対応に関する規定にあるように議長に災害対策会議を開いてもらいたい。議会として対応していくために共通意識が必要である。また、北海道恵庭市議会が一般質問の答弁を書面で求めることに変更したように、書面で行うことについてもどこかで議論してもらいたい。
- (議長) 大規模災害とは市内で地震や大雨等のことであり、本日は議会の運営として

対応をどうするかを決めてもらうために議会運営委員会を開催してもらった。

(委員) 大規模災害時における市議会の対応に関する規定には、長久手市地域防災計画に定める災害対策会議が設置された場合とあるが、新型コロナウイルスは地域防災計画に定められているのか。

(事務局) 新型コロナウイルス感染症対策本部は長久手市危機対策本部設置要綱に基づき設置している。地域防災計画に基づく対応とは別の事案である。地域防災計画に基づくものは基本方針にある市内で震度5強以上の地震が発生したとき、大雨等の甚大な被害が生じたとき等である。

(委員) 長久手市議会として大規模災害時における市議会の対応に関する規定の基本方針のその他の災害、被害が生じた場合で、議長が認めるときというのを根拠に行動すべきではないか。

(議長) 3月5日の予算決算委員会前に時間をとり、本日決まったこと等については全議員に説明する。

以上で議会運営委員会を終了する。